

水俣市監査委員公告第1号

令和5年度定期監査（企業会計分）の結果に基づき講じた措置の内容の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、その内容を公表する。

令和6年3月1日

水俣市監査委員 永田 靖

水俣市監査委員 桑原 一知

令和5年度 定期監査結果に対して講じた措置状況

課・室名等	報告年月日	監査結果	監査結果に対して講じた措置等
総合医療センター	令和6年1月26日	(1) 勧告事項 無し (2) 指摘事項 無し	
上下水道局	令和6年1月31日	(1) 勧告事項 無し (2) 指摘事項 ア 時間外勤務手当の支給について、支給誤りがあったので、適切に処理されたい。 (ア) 週休日と休日が重なった日の勤務分について振替手当を支給するのは、振替を行い、かつ代休を指定した場合で、その際は振替後の残り時間は平日単価とすべきだが、週休日単価で支給されている。 (イ) 週休日勤務分で振替対応後の残り時間は平日単価とすべきだが、週休日単価で支給されている。	適正な処理を行った。今後支給誤りがないよう努める。 適正な処理を行った。今後支給誤りがないよう努める。